

鷹栖町立鷹栖小学校「いじめ防止基本方針」

(令和7年6月改訂)

はじめに

「いじめは、どの学校でも、どの学級にも起こりうる。いじめは、いじめを受けた子の教育を受ける権利を奪い、将来にわたって傷跡を残すものである。」という基本認識に立ち、鷹栖小学校の児童が、楽しく豊かな学校生活を送ることができる、いじめのない、いじめを決して許さない学校をつくるために「鷹栖町立鷹栖小学校いじめ防止基本方針」を平成25年度に策定した。文部科学省が平成29年3月14日に改訂した「いじめ防止等のための基本的な方針」を受け、「学校いじめ防止基本方針」の見直しを平成29年度に行うこととなり、その後は年度毎に全教職員で見直し、共通理解を図っている。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を示す。

- 学校、学級内にいじめを許さない雰囲気をつくります。
- 児童、教職員の人権感覚を高めます。
- 児童同士、児童と教員をはじめとする校内における温かい人間関係を築きます。
- いじめの未然防止や早期発見に努め、適切な指導を行い、いじめに関する問題を解決していきます。
- いじめの未然防止や問題の解決に向けて、保護者・地域そして関係機関との連携を深めます。

1 「いじめ」とは

「いじめ」とは、「本校に在籍している児童に対して、本校に在籍している等の一定の人間関係にある他の児童が行う心理的、または、物理的な影響を与える行為（ネット等を通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの」とする。【いじめ防止対策推進法第2条に基づく】

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場に立ち、この「いじめ」の定義にかかわらず、その訴えを真摯に受け止め、児童を守るという立場に立って事実関係を確かめ、対応に当たる。（けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。）

2 「いじめ」を未然に防止するために

《児童に対して》

- ・児童一人一人が認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。また、マナーやルールを守るといった規範意識の醸成に努める。
- ・わかる授業、楽しい授業を行い、児童に基礎・基本の定着を図るとともに、学習に対す

る達成感・成就感を育てる。

- ・思いやりの心や児童一人一人がかけがえのない存在であるといった命の大切さを道德の時間やさまざまな指導場面を通して育む。
- ・「いじめは決して許されないこと」という認識を児童がもつよう、さまざまな活動の中で指導する。
- ・「いじめ」の場面に対して、見て見ないふりをすることは、「いじめ」をしていることにつながることで、「いじめ」を見たら教師や友達などに知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ・「いじめ」と感じたことを教師や友達などに知らせることは、決して悪いことではないことも指導する。

《教員に対して》

- ・児童一人一人が、自分の居場所を感じられるような学級経営に努め、児童との信頼関係を深める。
- ・児童が自己実現を図ることができるよう、子どもが生き生きと主体的に進める授業の日々実践に努める。
- ・児童の思いやりの心や命の大切さを育む道德教育を推進するとともに、さまざまな指導場面においてその充実を図る。
- ・児童一人一人の実態や様子に常に気を配り、細かな変化にも気づく敏感な感覚をもつように努める。
- ・児童や保護者からいじめや心配ごとなどに関する話に対して、親身になって聞く姿勢をもち続ける。
- ・未然の防止に向けた教育相談の在り方、「いじめ」の構造や問題への対処等、「いじめ問題」についての理解を深める。
- ・問題を抱え込まないで、管理職への報告、学年や同僚への協力依頼、組織で対処していく意識をもつ。

《学校全体として》

- ・教育活動を通して「いじめは絶対に許されない」という土壌を一層強くする。
- ・いじめに関するアンケート調査などを定期的実施し（年2回以上）、その結果から児童の様子の変化などを教職員全体で共有する。
- ・「いじめ問題」に関する校内研修を計画的に行い、「いじめ」について本校職員の理解を深め、実践力を高める。
- ・全校朝会等の講話を活用し、「いじめは絶対に許されない」ということ、「いじめ」に気づいた時にはすぐに知らせることの大切さを児童に知らせる。
- ・「いじめ」防止に向けての児童会としての取組を奨励する。
- ・校内での「いじめ防止対策委員会」を中心に、「いじめ」の未然防止に向けての学級づくりや各学級での取組等の研修の機会を設け、組織的に推進し未然防止に努める。

《保護者・地域に対して》

- ・児童が発する変化のサインに気づいたら、すぐに学校に相談することの大切さを伝える。
- ・「いじめ問題」の解決には、学校や家庭・地域、関係機関等との連携の重要性についての情報を常に発信し、理解と協力を求めていく。

3 「いじめ」の早期発見・早期対応について

《早期発見に向けて…「変化に気づく」》

- ・児童一人一人の様子について担任をはじめ、学校全体で見守り、気づいたことを共有する場を設定する。
- ・変化が見られる、感じられる児童には、教師が積極的に声をかけ、児童に安心感をもたせる。
- ・アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等での悩み事の把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

《相談ができる…「誰にでも」》

- ・「いじめ」に限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。
- ・いじめられているという児童や保護者の訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応することを伝える。
- ・いじめられている児童が新たな自信や存在感が感じられるような励ましを行うとともに、そのための学級づくりを行う。
- ・「いじめ」に関する相談を受けた教員は、すぐに管理職に報告する。管理職は、早期に「いじめ防止対策委員会」を開催させ、情報の共有と早期解決に向けての組織的な取組を進めていく。

《早期の解決を…「傷口は小さいうちに」》

- ・教員が気づいたり、児童や保護者から相談があったりした「いじめ」について、事実関係を早期に把握する。その際、二者の関係ばかりではなく、構造的に問題を捉えていく。
- ・事実関係を把握する際は、「いじめ防止等対策委員会」を中心に、組織的な体制で行っていく。
- ・いじている児童に対しては、「いじめは絶対に許さない」という姿勢で臨み、まず、いじめることをやめさせる。
- ・いじていることがどれだけ相手を傷つけ、苦しめていることになるか気づかせるような指導を行うとともに、いじめてしまう気持ちを聞き、その児童の心の安定を図る指導を行う。
- ・事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応の仕方について、学校と家庭が連携し合っていくことを伝えていく。

4 校内体制について

- ・校内分掌に「いじめ防止対策委員会」を位置づける。構成は、校長・教頭・教務主任・生徒指導部・道徳教育推進教師・特別支援教育ＣＯ・養護教諭・該当学年担任とする。（場合により、加配教諭やスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校医・児童相談所・ＰＴＡ役員・駐在等の関係機関の方にも入っていただく）
- ・役割として、本校におけるいじめの未然防止、早期発見、早期解決等、いじめ問題の防止や対策に向けた取組を進めていく。
- ・「いじめ」に関する情報や早期解決に向けて等の取組については、児童の個人情報の取り扱いを考慮しながら、本校の全教職員が共有する。
- ・学校評価においては、年度の取組について、児童や保護者アンケート、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。
- ・鷹栖町全体で「いじめは絶対に許されない」という認識を広めることが大切であることから、ＰＴＡや地域の会合等において、いじめ問題など健全育成についての話し合いを奨めることを願います。

5 鷹栖小学校「いじめ防止対策委員会」

(1) 目的

○いじめ防止などに関する措置を実効的に行う。

(2) 構成

◎生徒指導主事 ○教務主任 ○特別支援教育ＣＯ ○道徳教育推進教師 ○養護教諭
○該当学年 ○校長・教頭

☆必要に応じて、加配教諭、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカー、学校医、児童相談所、Ｐ役員、警察官（駐在）等

(3) 業務内容

- ①児童の豊かな情操と道徳心を養い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動の充実を推進する。（いじめ防止）
- ②いじめアンケートの定期的な実施（６月、１０月、１月）・集計・共通理解の確立。（早期発見）
- ③教育相談の実施計画（生徒指導部との連携）及び通報窓口としての体制確立。
- ④いじめが認知された際、事実確認、対応策、関係機関との連携、家庭との連携、児童への指導等、いじめ解消への対応策を決定し、必要な措置を行う。
- ⑤いじめに関する研修計画を立て、実施するなど教師の資質向上に努める。
- ⑥「鷹栖小学校いじめ防止プログラム」を作成・実施し、実効的なものにする。
- ⑦事案対処のマニュアルを点検する。
- ⑧年間指導計画の作成・実行・検証・修正を行う。

6 重大事態への対処

- (1) 次に掲げる場合には、重大事態に対処し、同種の事態の発生を防止するために、速やかに質問票の使用その他の適切な方法により事実関係を明確にするための調査を行う。
 - ① 児童が自殺を企画した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神性の疾患を発症した場合
 - ⑤ 年間30日に達する欠席が続くと考えられる場合
 - ⑥ 児童や保護者からいじめられ「重大事態」に至ったと申し立てがあった場合
- (2) 調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (3) 調査を行ったときは、教育委員会に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- (4) 調査結果を踏まえ、教育委員会や関係機関との連携と支援を受け、必要な措置を行う。

＜参考＞いじめ防止対策推進法

（定義）

第二条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

第二十二条 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

（いじめに対する措置）

第二十三条 学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

3 学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあつたことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。

4 学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。

5 学校は、当該学校の教職員が第三項の規定による支援又は指導若しくは助言を行うに当たっては、いじめを受けた児童等の保護者といじめを行った児童等の保護者との間で争いが起きることのないよう、いじめの事案に係る情報をこれらの保護者と共有するための措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

6 学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。

鷹栖町立鷹栖小学校 いじめ防止プログラム

令和7年4月

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教 職 員	鷹栖小いじめ防止基本方針	・職員会議で確認 ・保護者へ周知											・次年度へ向けた改訂案確認
	研修会・協議会等	・生徒指導連絡協議会	・生徒指導交流会①	・生徒指導連絡協議会					・生徒指導連絡協議会		・生徒指導交流会②		
	教育相談			・教育相談				・教育相談週間					
	ネットパトロール	毎週水曜日実施											
	道徳授業	道徳教育の充実											
児 童	道教委アンケート			・いじめアンケート①				・いじめアンケート②			・いじめアンケート③		
	児童アンケート				・児童アンケート① ・道徳アンケート①				・「ほっと」の実施	・児童アンケート② ・道徳アンケート②			
	いじめ防止を基本とした学習・生活	いじめ未然防止の取組											
	いじめ相談窓口の周知				・相談窓口の周知					・相談窓口の周知			
家 庭 ・ 地 域	鷹栖小いじめ防止基本方針				・学校運営協議会①					・学校運営協議会②			・学校運営協議会③
	情報収集・対応			・個人懇談で情報共有	・前期保護者アンケート				・個人懇談で情報共有	・後期保護者アンケート			

前期学校評価実施

前期学校評価分析・検討

後期に向けた改善策実施

後期学校評価実施

後期学校評価分析・検討

次年度に向けた改善策実施

前期児童・保護者アンケート分析・検討

後期児童・保護者アンケート分析・検討

いじめ発見・見守りチェックシート

年 組 氏名

鷹栖小学校いじめ防止対策委員会

朝の会・帰りの会	☐ 欠席・遅刻・早退が増えた。 ☐ 顔色、雰囲気などが普段の様子と違う。 ☐ 表情がさえない、おどおどしている、うつむいていることが多い。 ☐ イライラして、物に当たる。
授業の開始時	☐ 一人遅れて教室に入る。 ☐ 泣いていたり、泣いた形跡がある。 ☐ 机の上や中が汚されている。 ☐ 机やイスが乱雑にされている。 ☐ 周囲が何となくざわついている。 ☐ 座席が替わっている。
授業中	☐ 特定の児童の名前が何度も話題になる。 ☐ グループ分けや班活動で孤立しがちである。 ☐ 配布物がきちんと配られない。 ☐ 発言すると周囲から意味ありげな笑いが起こる。 ☐ 冷たい視線が注がれる。 ☐ 教科書やノートに落書きされる。 ☐ 保健室に頻繁に行こうとする。
休み時間	☐ 職員室や保健室に頻繁に行く。 ☐ 先生の近くに居ることが多い。 ☐ 特定の児童を避ける動きが見られる。 ☐ 一人でぼつんとしている。 ☐ 特定の児童を囲むように児童が集まる。 ☐ 遊びでいつも苦しい立場に立たされる。 ☐ 格闘遊びなどいつも相手をさせられる。 ☐ 侮辱の言葉が特定の児童に対して向けられる。 ☐ 集団でトイレに行って、なかなか出てこない。
給食時	☐ 配膳すると嫌がられる。 ☐ 食べ物にいたずらされる。 ☐ 望まないおかずを多く盛られる。 ☐ 食べ物を他人にとられる。 ☐ グループから外れて一人で食べる。
清掃時	☐ 嫌な作業をいつもやらされる。 ☐ 最後まで一人で作業をやらされる。
放課後	☐ 急いで一人で帰る。 ☐ 先生に何か言いたそうにしている。 ☐ 他の児童の分まで荷物を持たされる。
その他	☐ 成績が急に下がる。 ☐ 服が汚れていたり、不自然な乱れがある。 ☐ 理由がはっきりしていないあざや傷がある。 ☐ 日記、作文、絵画、答案等に気になる表現や描写がある。 ☐ 持ち物に落書きされたり、靴や傘を隠されたりする。 ☐ 教室の壁や掲示物に、あだ名や悪口等を落書きされる。 ☐ 悪口を言われても、愛想笑いをする。 ☐ 人権を無視したようなあだ名をつけられる。